

地域福祉計画及び活動計画策定事業の考え方について（国及び県の動向）

【国の動向】.....	1
1 「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 28 年）	1
2 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成 28 年）	2
3 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置（平成 28 年）	2
4 地域力強化検討会の開催（平成 28 年～）	3
5 地域包括ケアシステムの強化のための社会福祉法一部改正（平成 29 年）	4
6 地域福祉計画策定ガイドライン（平成 29 年）	7
7 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進（平成 30 年）	11
8 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」 最終とりまとめ（令和元年）	12
9 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正（令和 2 年）	13
【栃木県の動向】.....	14

【国の動向】

1 厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」

（平成 28 年）

近年、福祉ニーズが多様化、複雑化する一方で、措置制度から契約制度への移行、多様な事業主体の参入など、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化してきています。

国では、社会福祉法人制度の改革と福祉人材の確保の促進に向け、平成 28 年に社会福祉法等の一部を改正する法律が一部施行となり、厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」と「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について（※平成 30 年廃止）」が出されました。

これに伴い、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することによって地域社会に貢献する役割が求められています。

■社会福祉法

（経営の原則等）

第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

2 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定

(平成 28 年)

「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「**地域共生社会**」を実現するため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するという方向が示されました。

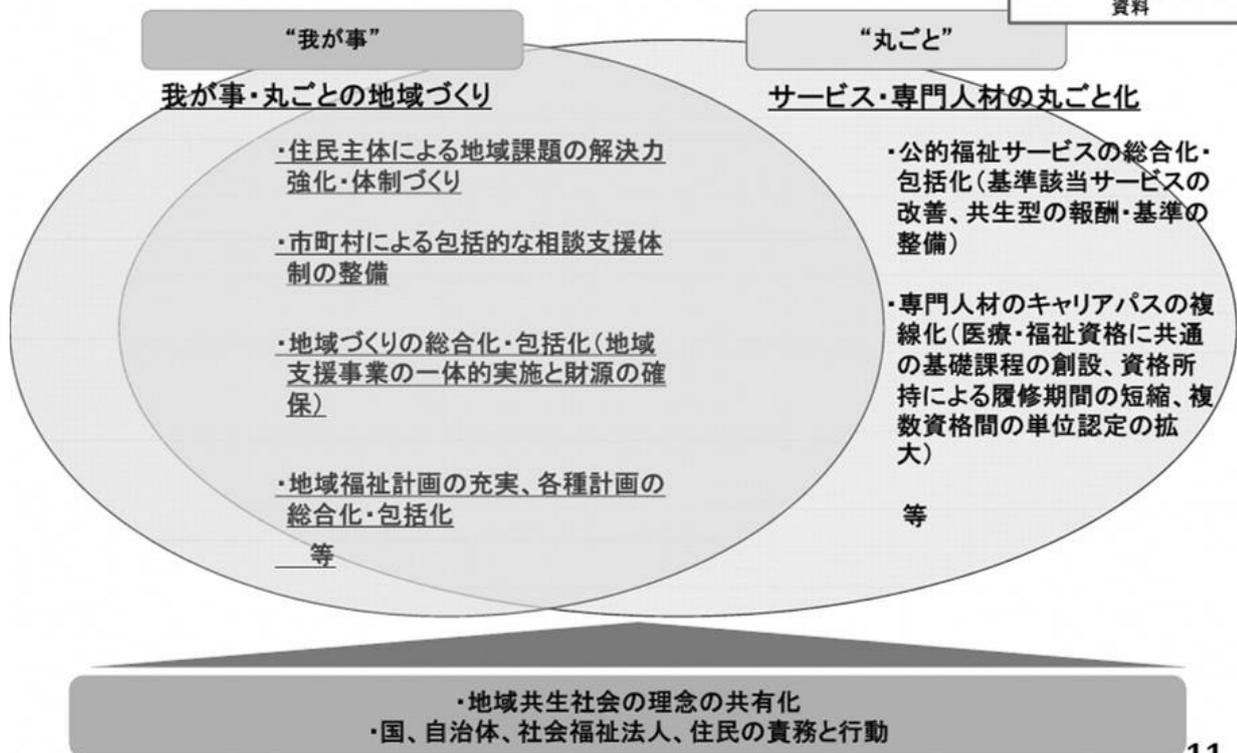
3 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置

(平成 28 年)

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

「地域共生社会」実現の全体像イメージ(たたき台)

平成28年7月15日
第1回「我が事・丸ごと」
地域共生社会実現本部
資料



11

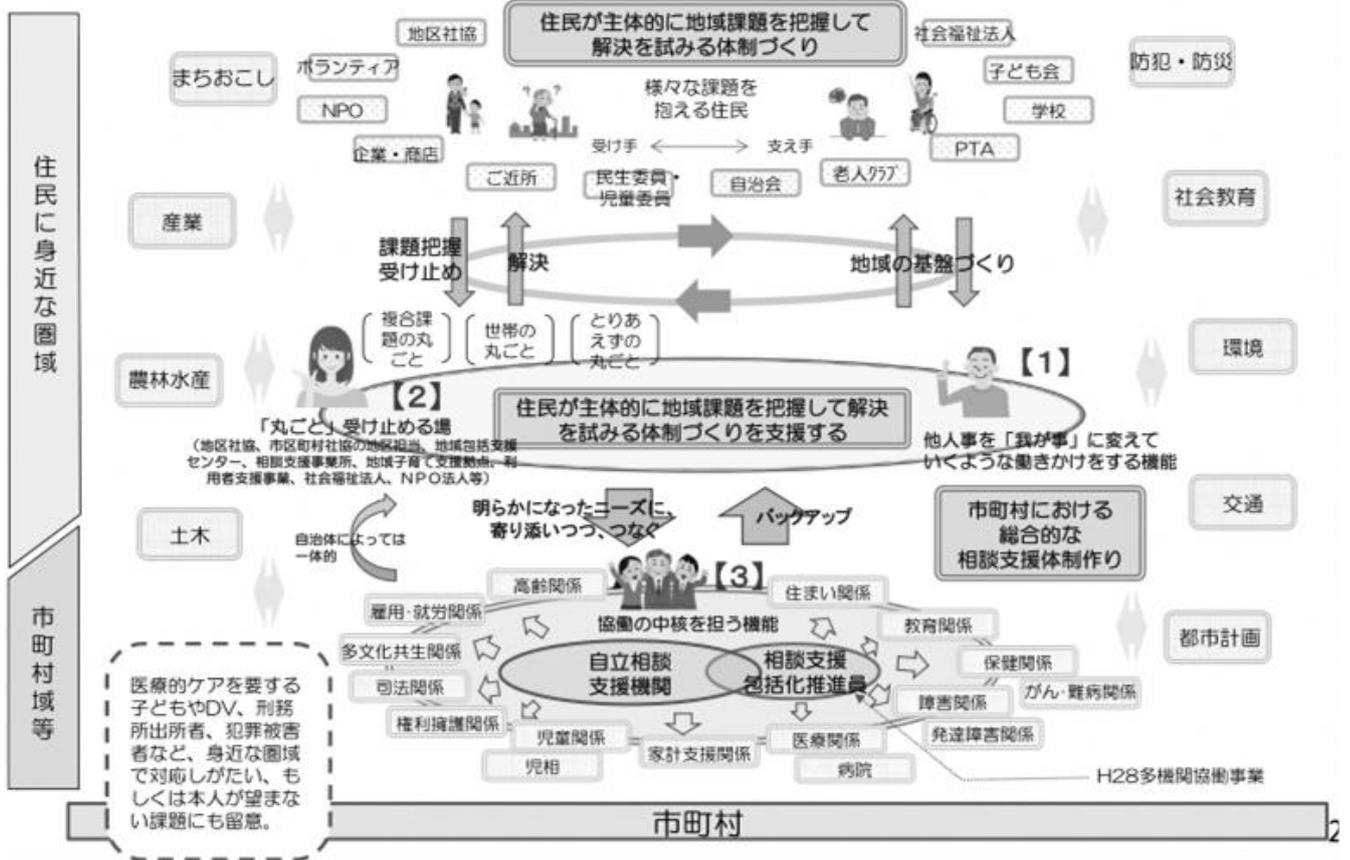
※第1回地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会) 資料より

4 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)の開催 (平成 28 年～)

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の下に「地域力強化ワーキンググループ」「公的サービス改革ワーキンググループ」「専門人材ワーキンググループ」が置かれています。これらの事項について具体的に検討を行い、実現本部における議論に資するため、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」が開催されることとなりました。

本検討会は平成 28 年度に 7 回、平成 29 年度に 3 回開催されており、地域力強化検討会「最終とりまとめ」が 9 月に公表されました。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



※地域力強化検討会中間とりまとめ



今回の計画に盛り込むべき事項

- 計画策定への関係者の意見の反映

5 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 の公布(社会福祉法一部改正) (平成 29 年)

社会福祉法の一部改正では、地域住民が自ら、地域の様々な分野にわたる生活課題を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動するということが、地域福祉の理念として掲げられました。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（地域子育て支援拠点事業等を經營する者の責務）

第 106 条の2 社会福祉を目的とする事業を經營する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘察し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを經營する事業

三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



今回の計画に盛り込むべき事項

- 「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備 など

※地域包括ケアシステムについて

2025年には団塊の世代のすべてが後期高齢者となり、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加による老老介護や孤独死などが懸念されています。そのため、高齢者やその家族を地域で支え合う社会の実現が求められています。

そこで、2025年を目途に、重度な要介護状態となっても高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的・一体的に提供される地域包括ケアシステムを、地域の特性に応じて構築する必要があります。

地域包括ケアシステムのイメージ



地域包括ケアシステムの姿



(出典)平成 25 年3月 地域包括ケア研究会報告書より

平成 29 年 12 月に国から地域福祉計画策定ガイドラインが示され、計画策定の留意すべき事項や、盛り込む視点などが明らかになりました。



計画改定に当たって検討すべき事項

- 共通して取り組む事項
- 包括的支援体制の整備
- 「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」等の同時策定

【新規】

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 について

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。

各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例

<p>ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項</p>	<p>・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等</p>
<p>イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項</p>	<p>・地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策</p>
<p>ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方</p>	<p>・既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方(ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等)</p>
<p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p>	<p>・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策(生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等)</p>
<p>オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p>	<p>・利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016 年(平成 28 年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)</p>

	による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等
カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方
ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	・自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項(自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる。)
ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる)
コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方
サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	・再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	・課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備(既存施設等の活用も含む。)
ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	・高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理

セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	・地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組
ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	・事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制
タ 全庁的な体制整備	・地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備

【変更】

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
エ 利用者の権利擁護 ・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現 ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
--

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援 ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 ・住民等の交流会、勉強会等の開催
ウ 地域福祉を推進する人材の養成 ・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮 ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

【新規】

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

法文言	ガイドライン
<p>一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業</p>	<p>ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）(1の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。）</p> <p>(ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <p>(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <p>(ウ) 地域住民等に対する研修の実施</p>
<p>二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業</p>	<p>イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）</p> <p>(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <p>(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p>
<p>三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業</p>	<p>ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）</p> <p>(ア) 支援関係機関によるチーム支援</p> <p>(イ) 協働の中核を担う機能</p> <p>(ウ) 支援に関する協議及び検討の場</p> <p>(エ) 支援を必要とする者の早期把握</p> <p>(オ) 地域住民等との連携</p>

7 厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」 (平成 30 年)

地域共生社会の実現に向けた取組の一つとして、社会福祉法人の地域における公益的な取組を、より幅広く柔軟に取り組めるよう、新たに運用解釈に関する通知が発出されました。これにより、平成 28 年通知は廃止となりました。

「地域における公益的な取組」の内容(要約抜粋)

(1) 法第24 条第2 項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第24 条第2 項に規定するとおり、次の3つの要件の全てを満たすことが必要。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

(2)「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」

の考え方について

→原則として、社会福祉を目的とする取組を指すもの。ただし、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1 回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

(3)「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

→原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指す。ただし、予防的な支援や間接的な支援を行う取組も含まれる。

(4)「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

→原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指す。



計画改定に当たって検討すべき事項

- 社会福祉法人との連携

8 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」 最終とりまとめ （令和元年）

平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」で示された地域共生社会の理念は、福祉や社会保障、対人支援領域だけではなく、地方創生、街づくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など幅広い政策領域にわたるものとなっています。

平成 29 年の社会福祉法一部改正では、附則として令和 2 年をめどとして包括的な支援体制を全国的に整備するための方策を検討することが示され、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化を図る取り組みのモデル事業が推進されてきました。

この最終とりまとめではこれらの流れを踏まえ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべきであるとの提言がなされました。

包括的な支援体制の構築に向けた事業の枠組み

- ① 断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ② 参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③ 地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

基本的な姿勢・理念

- ・ アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・ 本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・ 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・ 信頼関係を基盤として継続的に行われること



計画改定に当たって検討すべき事項

- 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の新たな事業

9 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布

(令和2年)

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指す必要があることが明記されました。

また、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

抜粋

一 包括的な支援体制の整備に関する事項

1 地域福祉の推進に関する事項

- (一) 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないこと。(第4条第1項関係)
- (二) 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないこと。(第6条第2項関係)
- (三) 国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないこと。(第6条第3項関係)

2 重層的支援体制整備事業に関する事項

- (一) 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法(以下「各法」という。)に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができること。(第106条の4関係)
- (二) 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めること。(第106条の5関係)
- (三) 市町村は、支援関係機関、重層的支援体制整備事業の委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができること。(第106条の6関係)
- (四) 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は市町村の支弁とすること。(第106条の7関係)
- (七) 地域福祉計画の見直しに関する事項
- イ 市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとする。(第107条第1項関係)



計画改定に当たって検討すべき事項

- 包括的な支援体制の整備

【栃木県の動向】

1 栃木県地域福祉支援計画(第3期)の策定

(平成 28 年)

計画期間：平成 28 年度～32 年度（令和 2 年度）までの 5 か年

計画の目標として、「ノーマライゼーション社会の実現」「ソーシャルインクルージョンの推進」が掲げられ、「みんなで支え合い、ともに生きる地域社会」の実現が図られています。

「お互いに支える地域づくり」「地域福祉を支えるひとづくり」「地域福祉推進の基盤づくり」の 3 施策が掲げられ、施策ごとに 3 つ程度の分野に分けたうえでそれぞれの「地域で求められる取組」「県の施策」「数値目標」が示されました。

2 栃木県地域福祉支援計画(第3期)計画期間中の取り組み

(平成 28 年～)

1 の第 3 期計画期間中、「生活困窮者自立支援制度における新規受付件数」「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例適合施設数」等 6 項目の指標の進捗評価が行われました。

また、計画に関連する新たな取り組みが栃木県地域福祉計画推進委員会の中で示されました。

栃木県地域福祉支援計画（第 3 期）に関連する新たな取り組みについて（抜粋）
施策 1 お互いに支え合える地域づくり
○総合的福祉人材育成推進事業（H29）：人材育成に向け、会議体で方策を検討
○子どもの居場所づくりサポート事業（H29）：居場所事業の担い手支援
○地域共生社会構築支援事業（H30）：相談支援コーディネーター養成等基盤整備
○再犯防止等推進事業（R 元）：栃木県計画の策定に向け理解促進と関係機関の連携推進
施策 2 地域福祉を支えるひとづくり
○元気高齢者による「ケア・アシスタント」導入事業 ：元気高齢者が介護の周辺業務を担う
施策 3 地域福祉推進の基盤づくり
○ヘルプマーク推進事業（H29）：ヘルプマーク配布と普及啓発

3 栃木県地域福祉支援計画(第4期)の策定

(令和3年)

計画期間：令和3年度～8年度までの6か年（3年ごとに中間とりまとめ）

○栃木県における地域福祉を取り巻く課題

「少子高齢化の進行」「地域のつながりの希薄化」「世帯構造の変化」「要支援者・要介護者等の増加」「個人や世帯が抱える課題の多様化・複雑化」「介護人材等の確保」「サービスの質の向上」の7つの分野における現状をもとに、「地域づくり」「ひとづくり」「基盤づくり」の3つの視点から課題が取りまとめられました。

◇「地域づくり」の視点	◇「ひとづくり」の視点	◇「基盤づくり」の視点
<ul style="list-style-type: none">○ 地域のつながりの希薄化○ 自治会、老人（シニア）クラブ加入率の低下○ 地域や家族で支え合う機能の弱体化○ 地域の活力低下○ 平時、災害時に関わらず、要支援・要配慮者が増加	<ul style="list-style-type: none">○ 地域への関心の低下○ 地域住民等の意識の醸成○ 日常生活に身近な課題に対する支援○ 地域の担い手の発掘○ ボランティアの確保○ 介護人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none">○ 様々な課題に対する包括的な相談支援の実施○ 成年後見制度の利用低迷○ 福祉サービスを提供する主体の多様化○ サービスを提供する人材の質の向上

○計画の目指す方向

計画の目指すべき姿については、

「オール“とち”ぎ」で「“まる”ごと」取り組む『とちまる地域共生社会の実現』
～住民が互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり～

と第3期計画と比較して「地域共生社会」の考え方が盛り込まれたものとなりました。

○計画の施策体系

- 1 安心して暮らせる地域づくり
- 2 地域を担うひとづくり
- 3 地域福祉の基盤づくり

施策体系は、概ね第3期計画を継承したものとなりました。

○計画の評価指標

計画の評価指標は、15の指標が設定され、第3期の6指標から増加しました。内容については、「通いの場への高齢者の参加率」「相談相手がない県民の減少」といった、アウトカム（成果）指標の設定が一部で行われています。

栃木県地域福祉支援計画（第4期）の評価指標一覧（○は新規 ・は継続）
施策1 安心して暮らせる地域づくり
○とちまる見守りネット協定締結事業者数 ○介護予防につながる通いの場への高齢者の参加率 ○認知症サポーター養成数 ・避難行動要支援者に係る個別計画策定市町数 ○おもいやり駐車スペース協力施設数
施策2 地域を担うひとづくり
○包括的な支援体制の構築に取り組む市町数 ○困ったときに、家族・親族以外で相談できるところ（相手）がない県民の割合 ○高齢者の社会貢献活動参加率 ○介護に関する入門的研修実施市町数 ○とちぎ介護人材育成認証制度の審査・認証法人数 （再掲）認知症サポーター養成数
施策3 地域福祉の基盤づくり
○基幹相談支援センター設置市町数 ○子ども家庭総合支援拠点設置市町数 ○在県外国人支援に係る人材（災害時外国人サポーター、トランスレーター（通訳者）、やさしい日本語普及員）の登録者数 ○成年後見制度に係る中核機関設置市町数 ・第三者評価受審件数 （再掲）包括的な支援体制の構築に取り組む市町数 （再掲）介護予防につながる通いの場への高齢者の参加率

○SDGsの達成に向けた取組

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念や、平成28年に国において策定された「SDGs実施方針」を踏まえ、栃木県地域福祉支援計画（第4期）の各施策がSDGsの目標達成につながるものであることが示されました。